

屋内貯蔵所構造設備明細書

①	事業の概要		自動車整備業 (潤滑油、塗料類等の保管)					
②	建築物の構造	階数	地上1階	建築面積	9.5 m ²	延べ面積	9.5 m ²	
		壁	延焼の恐れのある外壁	コンクリートブロック (耐火構造)	柱	コンクリートブロック (耐火構造)	床	鉄筋コンクリート (耐火構造)
	壁	その他の壁	コンクリートブロック (耐火構造)	はり	コンクリートブロック (耐火構造)	屋根又は上階の床	ガルバリウム鋼板 (不燃材料)	
	窓	網入りガラス×2 (防火設備)	出入口	スチール製 (特定防火設備/自閉式)	階段	—	軒高 階高 2.8m	
③	建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造		階数	—	建築面積	— m ²	延べ面積	— m ²
	建築物の構造概要		—					
④	架台の構造		スチール製 (縦: 800 mm、横: 2,400 mm、高さ: 1,800 mm、2段) 2台					
⑤	採光、照明設備		LED灯 2灯 (耐圧防爆構造)					
⑥	換気、排出の設備		自動強制排出設備 1基					
⑦	電気設備		電気設備の技術基準による					
⑧	避雷設備		突針 (保護レベルI)					
⑨	通風、冷房装置等の設備		—					
⑩	消火設備		第5種 粉末ABC消火器 10型×4					
⑪	警報設備		—					
⑫	工事請負者住所氏名		千葉県富津市下飯野 2509 番地 1 危険物保安株式会社 責任者 富津 危太郎 電話 0439-88-6405					

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。

屋内貯蔵所構造設備明細書

①	事業の概要		医薬品製造業 (医薬品の保管)					
②	建築物の構造	階数	地上1階	建築面積	— m ²	延べ面積	50 m ²	
		壁	延焼の恐れのある外壁	鉄筋コンクリート (耐火構造)	柱	鉄筋コンクリート (耐火構造)	床	鉄筋コンクリート (耐火構造)
	その他の壁		鉄筋コンクリート (耐火構造)	はり	鉄筋コンクリート (耐火構造)	屋根又は上階の床	ガルバリウム鋼板 (不燃材料)	
	窓	—	出入口	スチール製 (特定防火設備/自閉式)	階段	—	軒高 階高 4.5 m	
③	建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造	階数	地上2階	建築面積	70 m ²	延べ面積	140 m ²	
		建築物の構造概要	壁、柱、はり：鉄筋コンクリート造 床、屋根：鉄筋コンクリートスラブ 階段：鉄筋コンクリート一体階段					
④	架台の構造	スチール製 (縦：1,000 mm、横：5,400 mm、高さ：2,000 mm、2段) 5台						
⑤	採光、照明設備	LED灯 10灯 (耐圧防爆構造)						
⑥	換気、排出の設備	自動強制排出設備 5基						
⑦	電気設備	電気設備の技術基準による						
⑧	避雷設備	突針 (保護レベルI)						
⑨	通風、冷房装置等の設備	防爆型空調ユニット (安全増防爆) × 1						
⑩	消火設備	第3種 粉末消火設備 (全域方式)						
⑪	警報設備	—						
⑫	工事請負者住所氏名	千葉県富津市下飯野 2509 番地 1 危険物保安株式会社 責任者 富津 危太郎 電話 0439-88-6405						

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。

■屋内貯蔵所 構造設備明細書記入要領■

《共通事項》

- ・該当しない欄は斜線等を記入し、該当しないことを明確にすること。
- ・所定の欄に記入できない場合は〔別紙〇参照〕と記入し、別紙に当該内容を記入すること。

①「事業の概要」

屋内貯蔵所が設置されている事業所の主たる事業概要を記入し、貯蔵目的を括弧書きで記入する。

②「建築物の構造」

屋内貯蔵所の用に供する部分の構造等について、それぞれ次により記入する。

【建築物全体が屋内貯蔵所の用に供される場合】

ア「階数」

当該建築物について、建築基準法施行令（以下「建基令」という。）第2条第1項第8号の規定による階数を記入する。

イ「建築面積」

当該建築物について、建基令第2条第1項第2号の規定による面積を記入する。

ウ「延べ面積」

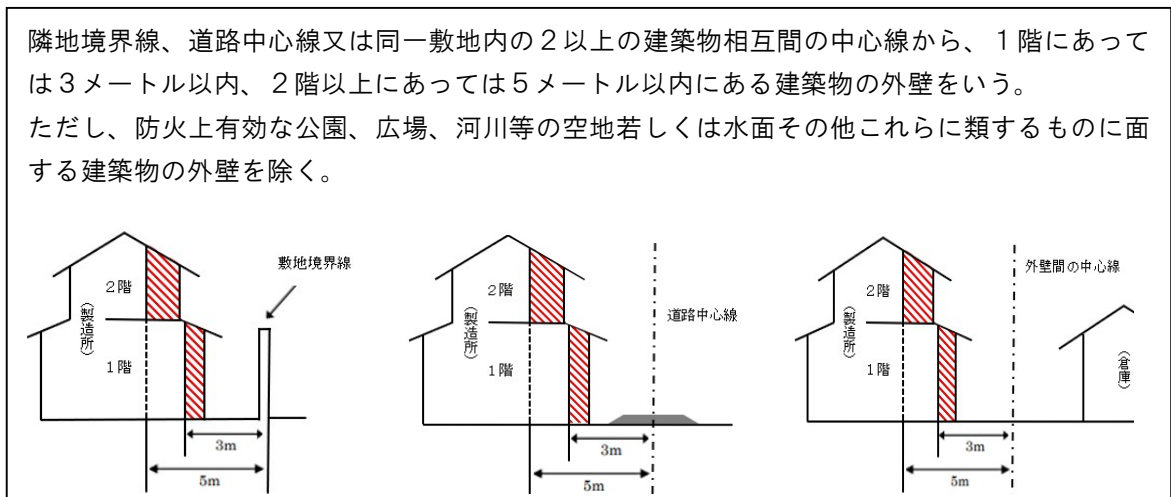
当該建築物について、建基令第2条第1項第4号の規定による面積を記入する。

エ「壁」

(ア) 延焼の恐れのある外壁

当該建築物について、延焼のおそれのある外壁に該当する部分の材質を記入し、建築基準法令の規定による構造等（耐火構造、不燃材料等）を括弧書きで記入する。

《参考》延焼のおそれのある外壁とは



(イ) その他の壁

当該建築物について、延焼のおそれのある外壁以外の外壁の材質を記入し、建築基準法令の規定による構造等（耐火構造、不燃材料等）を括弧書きで記入する。

オ「柱」、「床」、「はり」、「屋根又は上階の床」

当該建築物について、該当する部分の材質をそれぞれ記入し、建築基準法令の規定による構造等（耐火構造、不燃材料等）を括弧書きで記入する。

カ「窓」

当該建築物について、外壁に面する部分にある窓ガラスの材質を記入し、建築基準法令の規定による耐火性能（防火設備、特定防火設備）を括弧書きで記入する。

キ「出入口」

当該建築物について、外壁に面する部分にある出入口の材質を記入し、建築基準法令の規定による耐火性能（防火設備、特定防火設備）及び必要に応じて自閉装置付きである旨を括弧書きで記入する。

ク「階段」

当該建築物について、階段の材質を記入し、建築基準法令の規定による構造等（耐火構造、不燃材料等）を括弧書きで記入する。

ケ「軒高、階高」

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）第 10 条第 1 項第 4 号で規定する軒高（地盤面から軒までの高さ）を記入する。

【建築物の一部に屋内貯蔵所を設ける場合】

ア「階数」

建築物全体のうち、屋内貯蔵所の用に供する部分の階数を記入する。

イ「建築面積」

記入せず、斜線等で抹消する。

ウ「延べ面積」

建築物全体のうち、屋内貯蔵所の用に供する部分の面積を記入する。

エ「壁」

(ア) 延焼のおそれのある外壁 ※上記②【建築物全体が屋内貯蔵所の用に供される場合】エ(ア)参照。

建築物全体のうち、屋内貯蔵所の用に供する部分にある該当する外壁の材質を記入し、建築基準法令の規定による構造等（耐火構造、不燃材料等）を括弧書きで記入する。

(イ) その他の壁

建築物全体のうち、屋内貯蔵所の用に供する部分にある延焼のおそれのある外壁以外の外壁の材質を記入し、建築基準法令の規定による構造等（耐火構造、不燃材料等）を括弧書きで記入する。

オ「柱」、「床」、「はり」、「屋根又は上階の床」

建築物全体のうち、屋内貯蔵所の用に供する部分にある該当部分の材質をそれぞれ記入し、建築基準法令の規定による構造等（耐火構造、不燃材料等）を括弧書きで記入する。

カ「窓」

危政令第 10 条第 3 項第 6 号の規定により設けることができないため、斜線等で抹消する。

キ「出入口」

建築物全体のうち、屋内貯蔵所の用に供する部分の外壁に面する部分又は他用途部分との区画に面する部分にある出入口の材質を記入し、建築基準法令の規定による耐火性能（防火設備、特定防火設備）及び必要に応じて自閉装置付きである旨を括弧書きで記入する。

ク「階段」

危政令第 10 条第 3 項第 1 号の規定により設けることができないため、斜線で抹消する。

ケ「軒高、階高」

危政令第 10 条第 2 項第 1 号で規定する階高又は軒高を記入する。

なお、階高は当該階の床面から上階の床の下面（上階のない場合には軒）までの高さとする。

③「建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造」

屋内貯蔵所が設置されている建築物全体の構造等を記入する。

なお【建築物全体が屋内貯蔵所の用に供される場合】は斜線等で抹消する。

ア「階数」

建築物全体の建基令第2条第1項第8号の規定による階数を記入する。

イ「建築面積」

建築物全体の建基令第2条第1項第2号の規定による面積を記入する。

ウ「延べ面積」

建築物全体の建基令第2条第1項第4号の規定による面積を記入する。

エ「建築物の構造概要」

建築物全体の建築基準法第2条第5号の規定による主要構造部の構造概要を記入する。

④「架台の構造」

屋内貯蔵所に設置されている架台の材質、寸法（縦〔奥行〕、横〔幅〕、高さ）、段数及び設置数を記入する。

なお、自動式ラックの場合はその概要を記入する。

⑤「採光、照明設備」

採光及び照明設備の種類、設置数及び防爆構造の種別等を記入する。

<記入例>

窓 2箇所（網入りガラス／防火設備）、蛍光灯 4灯（安全増防爆形）

⑥「換気、排出の設備」

換気設備又は排出設備の種別及び設置数を記入する。

《参考》

【換気設備】	
[用途]	室内の空気を有効に置換し、室温を上昇させないための設備をいう。
[種別]	自然換気：給気口と換気口により構成される（ガラリ等）。 強制換気：給気口と回転式又は固定式ベンチレーター等により構成される。 自動強制換気：給気口と自動強制排風機により構成される。
【排出設備】	
[用途]	建築物内で、引火点 70℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合に、内部に滞留した可燃性蒸気を屋根上に排出する設備をいう。
[種別]	強制排出：回転式ベンチレーター、排出ダクト、フード等により構成される。 自動強制排出：自動強制排風機、排出ダクト、フード等により構成される。

⑦「電気設備」

電気設備の種類、防爆構造の種別及び設置数を記入する。

ただし、電気設備が多岐にわたる場合は〔電気設備の技術基準による〕と記入することができる。

⑧「避雷設備」

JIS A 4201-2003 で示される受雷部システム（突針、水平導体、メッシュ導体）及び保護レベルを記入する。

なお、他の建築物等に設置された避雷設備の保護範囲内であることにより、当該貯蔵所に避雷設備を設置しない場合は、建築物等の名称及び避雷設備の概要について記入する。

⑨「通風、冷房装置等の設備」

危政令第10条第1項第15号の規定により設置される通風又は冷房等の設備の概要及び設置数を記入する。

⑩「消火設備」

危政令別表第5の規定による消火設備の区分（第1種～第5種）、設備名等及び設置数を記入する。

《参考》

区分	設備名
第1種消火設備	屋内消火栓 屋外消火栓
第2種消火設備	スプリンクラー設備
第3種消火設備	水蒸気消火設備 水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備
第4種消火設備	大型消火器
第5種消火設備	小型消火器・乾燥砂・膨張ひる石・ 膨張真珠岩・水バケツ・水槽

⑪「警報設備」

危険物の規制に関する規則第37条の規定による警報設備のうち、該当するものを記入する。

《参考》

警報設備（危規則第37条）
自動火災報知設備
消防機関に報知ができる電話
非常ベル装置
拡声装置
警鐘

⑫「工事請負者住所氏名」

工事請負者の住所、氏名（法人の場合は、主たる事業所の所在地、法人名及び当該工事の責任者名）及び電話番号を記入する。